

部活動における教員の負担軽減について

1 部活動の位置づけ

学習指導要領により「学校教育活動の一環」と位置付けられている。

中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2 抜粋

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること。

2 本市における部活動の現状

①部活動所属人数等

(平成28年5月現在)

	所属人数	設置部数	顧問数
運動部	19,663人	956部	1,309人
文化部	4,538人	179部	316人
合計	24,201人	1,135部	1,625人

※中学校（中等教育学校中等部含む）64校、在籍生徒数26,255人

②外部指導者派遣数の推移

年度	派遣校数	運動部	文化部	総人数
H26	59校	174人	22人	196人
H27	62校	165人	23人	188人

※外部指導者派遣謝金 1回の指導につき1,200円（上限20回）

3 教育委員会の取組み

平成26年2月に設置した仙台市部活動検討委員会にて取りまとめた「望ましい中学校運動部活動の実現に向けたいくつかの提案」を受け、平成27年4月に各学校に適切な部活動運営となるよう依頼を行っている。

[提案1]部活動は顧問だけではなく、

様々な人々の関わりによって運営する

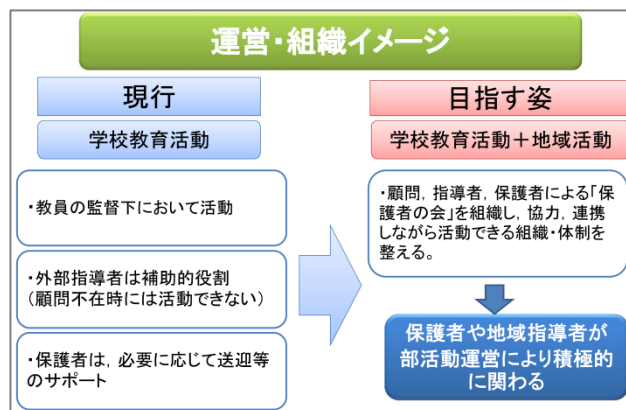
- 取組⇒・保護者や外部指導者を交えた「保護者会」
「部活動運営委員会」の設置
・運動部活動推進モデル校による取組み

[提案2]指導の充実を図るために、外部指導者の積極的な活用を推進する

- 取組⇒・スポーツ団体等と連携した外部指導者派遣制度の構築
※H27に紹介を受けた団体：市体育協会1名、県バレーボール協会2名、県サッカー協会1名、県バスケットボール協会2名、県柔道連盟1名
・小学校教職員ボランティア指導者（登録者29名）

[提案3]「ハイシーズン」や「オフシーズン」を考慮して、年間平均で週2日程度の休養日と適切な活動時間を設定する

- 取組⇒・1年間を「ハイシーズン」「オフシーズン」に分けた年間指導計画の作成
・活動内容の精選、より効果的・効率的な練習方法の検討

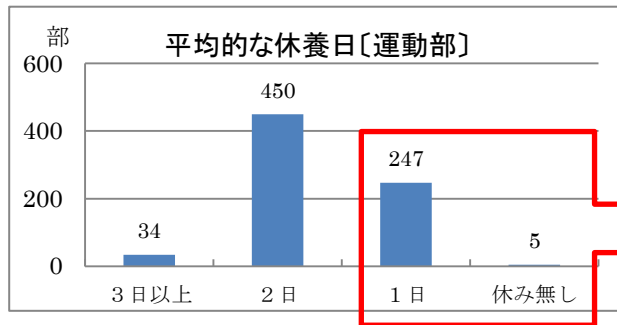


4 課題

(1) 部活動における平均的な休養日の割合（平成 27 年度）

①運動部の状況

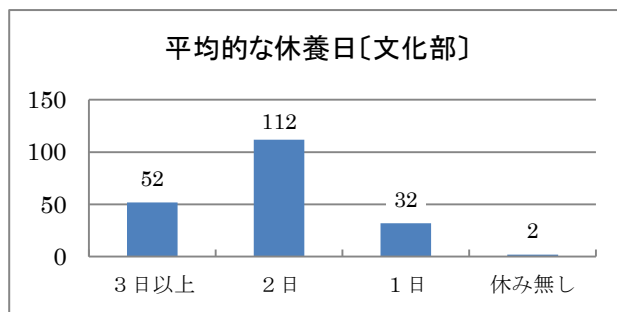
休養日	運動部	割合
週 3 日以上	34 部	5%
週 2 日程度	450 部	61%
週 1 日以下	247 部	33%
休み無し (毎日活動)	5 部	1%
計	736 部	100%



運動部の約三分の二が休養日1日以下

②文化部の状況

休養日	文化部	割合
週 3 日以上	52 部	26%
週 2 日程度	112 部	57%
週 1 日以下	32 部	16%
休み無し (毎日活動)	2 部	1%
計	198 部	100%



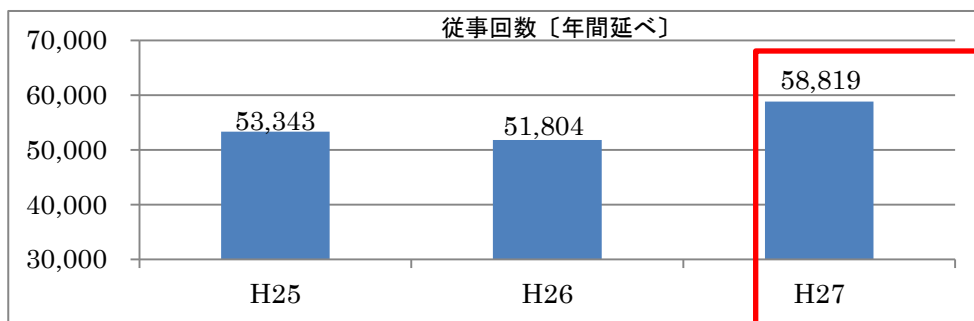
※各学校の部活動の捉え方により、カウント方法が変わるため、実際の設置部数とは一致しない

(2) 1日以下の休養日、ほぼ毎日活動していたと回答した部の現状（アンケート結果より）

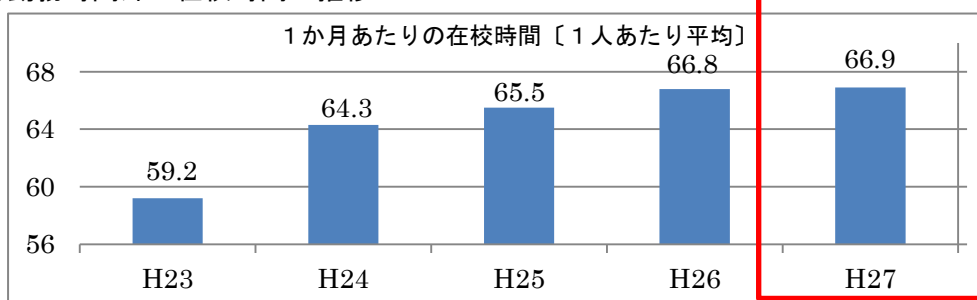
- ・生徒の意欲が高く、教員がそれに応え、生徒が後悔しないよう精一杯やらせるため。
- ・専門的な指導ができる顧問が熱心に指導しているため、活動日が多くなった。
- ・大会やコンクール等で好成績を収めるため、生徒・保護者の強い要望もあり、活動日が増加。
- ・活動場所が狭かったり、時間が短かったりして平日に思うような練習ができないため。
- ・外部指導者が熱心に活動しているため。
- ・平日に顧問が部活動に出ることができず、まとまった指導は週末しかできないため。

(3) 中学校教員の負担の状況

①土日・祝日における部活動従事回数



②勤務時間外の在校時間の推移



教員の負担は上昇傾向

5 国の動向

文部科学省内のタスクフォースとして検討された報告書「学校現場における業務の適正化に向けて」が6月13日に発表され、次のような改善方策により「教員の部活動における負担を大胆に軽減することが打ち出されている。

(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する

○教育委員会

- ・各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。
- ・生徒の健全な成長の確保や、教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動の在り方の指導ガイドラインの策定（練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップ）を推進する。
- ・各都道府県、市町村の中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議を実施する。

○学校

- ・適切な休養日の明確な設定、複数顧問の配置など、教員の負担軽減に向けた取組を実施する。

(2) 部活動指導員の配置など部活動を支える環境整備を推進する

○教育委員会

- ・部活動について、地域人材の協力や各種団体との連携が円滑に図られるよう、部活動を支援する人材配置の促進を図る。また、その任用に際して、指導技術に加え、学校教育の一環としての位置付け、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修の充実を図り、受講の促進を図る。

○学校

- ・部活動について、地域人材の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などによる指導体制の整備・充実を図る。この際、当該指導者に対し、学校全体や各部の活動の目標や方針等について適切な研修等を実施するなどの工夫を行う。

【文部科学省の「学校現場の業務の適正化に向けた改革工程パッケージ」抜粋】

